

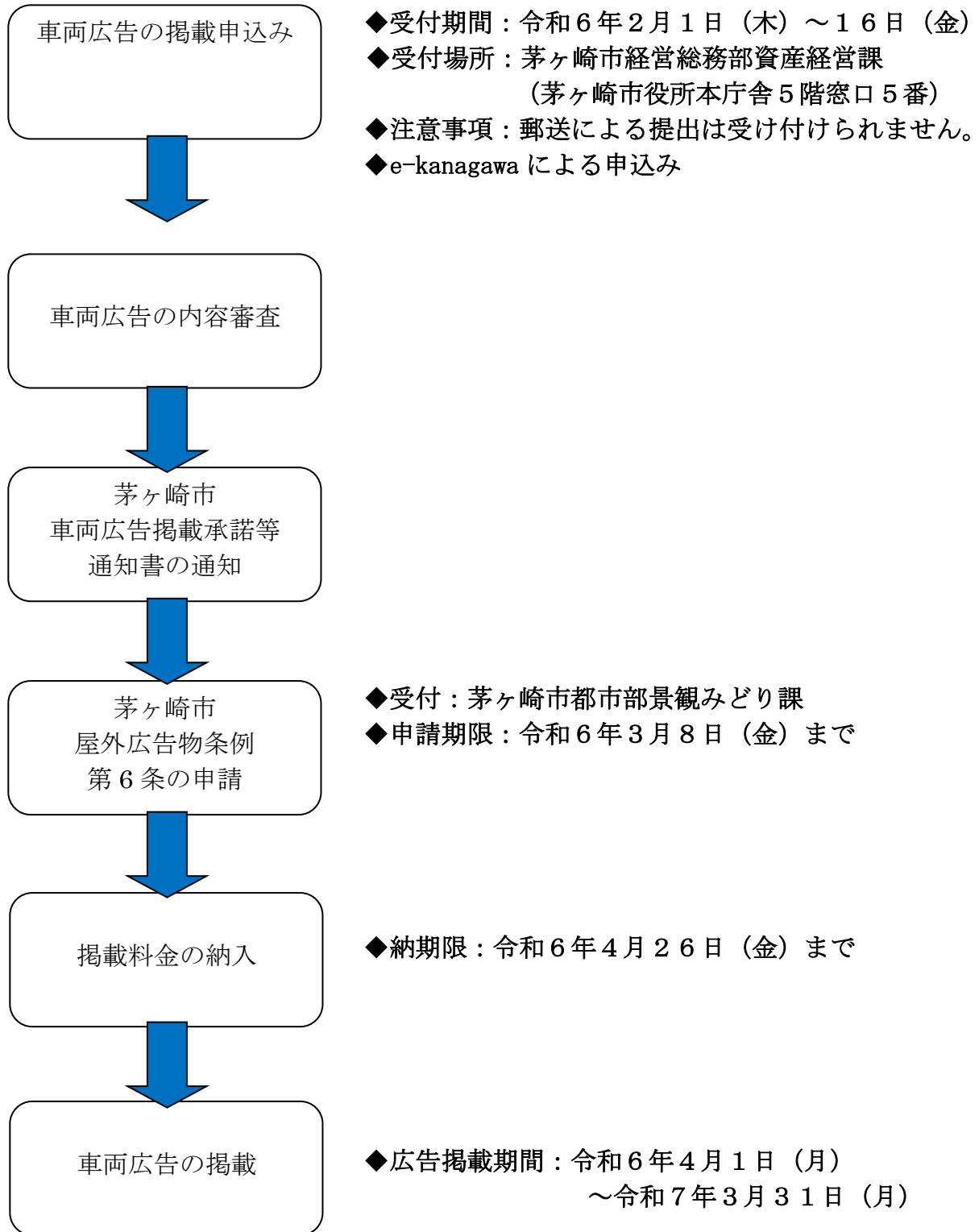
# 茅ヶ崎市車両広告掲載募集要領 (令和6年度分募集)

茅ヶ崎市 経営総務部 資産経営課

## 目次

	ページ
1 車両広告の規格、掲載位置、掲載台数及び掲載料金-----	3
2 車両広告の掲載期間-----	3
3 車両広告の内容-----	3
4 車両広告の図案及び色彩-----	4
5 車両広告の広告媒体-----	4
6 車両広告の掲載ができない者-----	4
7 車両広告の掲載申込み-----	4
8 車両広告の内容審査-----	5
9 車両広告の掲載決定-----	5
10 茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の申請-----	6
11 掲載料金の納入-----	6
12 広告媒体の取り付け-----	6
13 広告主の責任等-----	6
14 車両広告の掲載取消-----	7
15 取りやめの申出-----	7
16 掲載料金の還付-----	7
17 掲載車両の原状回復の義務-----	7
18 その他の注意事項-----	7
《茅ヶ崎市車両広告掲載申込書》-----	8
《茅ヶ崎市車両広告掲載取消決定通知書》-----	9
《車両広告掲載例》-----	10

## 『車両広告掲載への流れ』



茅ヶ崎市車両広告掲載募集要領  
(令和6年度分)

この要領は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が管理する車両（以下「車両」という。）の車体への広告（以下「車両広告」という。）の掲載について、茅ヶ崎市屋外広告物条例（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）、茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱及びその他関係諸法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

車両広告の掲載を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申込みください。

1 車両広告の規格、掲載位置、掲載台数及び掲載料金

車種	規格 (縦×横)	掲載位置	掲載台数	掲載料金 (1台/年額)	月平均 走行距離(注)
軽自動車	50cm× 70cm	左右側面	23台	※20,000円	約350km
マイクロバス	50cm× 200cm	左右側面	1台	※57,000円	約313km

(注) 令和元年度～令和5年11月末までの月平均走行距離となります。

※掲載例は、本要領10～11ページ《車両広告掲載例》を参照してください。

※軽自動車は、主に茅ヶ崎市内を走行しています。

※マイクロバスは、主に茅ヶ崎市内を走行しますが、市外及び県外を走行することもあります。

※広告料は消費税及び地方消費税を加算した内税となっております(100円未満切捨て)

2 車両広告の掲載期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

3 車両広告の内容

車両広告の内容は、公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの

もの

- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 労働者の募集に係るもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信又は非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (17) 名前、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (18) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が車両広告として適当でないと市長が認めるもの

#### 4 車両広告の図案及び色彩

図案、色彩及び意匠は、次の各号に該当しないものとします。

- (1) 道路交通法上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 地色が高彩度の色彩のもの
- (5) 都市景観との調和を損なうもの
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれのあるもの

#### 5 車両広告の広告媒体

- (1) 車両広告の広告媒体は、車両用表示フィルム（再剥離タイプ）等を掲載位置に貼付する方法とします。貼付は、車両の運行に支障がないように行ってください。また、広告媒体を撤去したときに車体の塗装等に剥離を生じさせないようにしてください。
- (2) 車両広告の広告媒体は、車体に剥離等を及ぼす資材等を使用することはできません。

#### 6 車両広告の掲載ができない者

- (1) 市区町村民税を滞納している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、車両広告を掲載する者として適当でないと認められる者

#### 7 車両広告の掲載申込み

- (1) 申込み期間  
令和6年2月1日（木）から2月16日（金）

## (2) 申込み方法

- ア e-kanagawa による電子申請
- イ 資産経営課窓口へ申請書を持参  
※平日 午前8時30分から午後5時まで

## (3) 提出書類

- ア 茅ヶ崎市車両広告掲載申込書（茅ヶ崎市車両広告取扱要綱第1号様式。本要領8ページ）
- イ 市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し
  - (ア) 法人の場合  
納期限の到来している直近の納税証明書又は領収証書の写し
  - (イ) 自営業者又は個人の場合  
当該年度の市区町村民税の納税証明書又は領収証書の写し
  - (ウ) その他  
納税証明書又は領収証書の写しを提出する場合は、申し込み時にその原本を提示する必要があります。
- ウ 事業内容を明らかにする書類  
会社のパンフレット等（広告に係る業が、国、県、市又はその他の団体等の許可等を要している場合はその書面の写し）
- エ 広告のデザイン（実際に掲載する色彩で作成したもの）

## (4) 申込台数

- 今回の募集で申込みの可能な台数は、申込み1件につき1台とします。
- ただし、申込台数に余剰がある場合には、複数台数の申込ができます。なお、1社あたりの最大申込数は10台を上限といたします。
- 複数台数の申込総数が募集台数を上回った場合、募集台数を各申込者の申込台数で按分した台数となります。

## (5) 注意事項

- ア 郵送による提出は、受け付けません。
- イ 申込件数が受付期間内に募集件数に満たない場合には、申込み締切の翌営業日から随時申込みを受け付けます。その際の広告掲載期間の終期は令和7年3月31日（月）までとすることとし、始期はその都度定めるものとします。
- ウ 申込件数が掲載台数を超える場合は、抽選で掲載者を決定します。

## 8 車両広告の内容審査

市長は、広告のデザインを審査の結果、当該審査に係る広告の内容に修正をすべき箇所について、その修正を申請者に求めることができます。

## 9 車両広告の掲載決定

- (1) 次の各号に該当する場合には、車両広告の掲載をできません。
  - ア 車両広告の内容が、本要領3の各号に該当すると認められるとき。
  - イ 申請者が、本要領6の各号に該当すると認められるとき。
  - ウ 申請者が、本要領7(3)各号の提出書類を提出しないとき。
  - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- (2) 上記(1)に該当しない車両広告について、掲載決定を行い、茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書より通知します。

## 10 茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の申請

広告主として決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、必ず茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の申請を行ってください。手続きは、次のとおりです。

なお、申請書、申請書別紙は景観みどり課で配布しています。（市のホームページでも取得可能です。）

別途、1台につき申請手数料（500円）が必要です。市の発行する納入通知書により、景観みどり課窓口または納入通知書に記載の指定金融機関にて納入となります。（振込期日は申請から約1週間程度。）

### (1) 申請期限

令和6年3月8日（金）まで

### (2) 受付場所

茅ヶ崎市都市部景観みどり課（茅ヶ崎市役所本庁舎3階窓口14番）

### (3) 提出書類（提出部数：2部）

ア 申請書

イ 申請書別紙（車両広告の概要を記入するもの）

ウ 現況写真（本要領の10ページ又は11ページ《車両広告記載例》のコピー）

エ 広告のデザイン（実際に掲載する色彩で作成したもの）

オ 茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書の写し

カ 工事施工業者の神奈川県屋外広告業の登録の写し（広告掲載の作業を業者に委託する場合のみ）

キ その他必要な書類については、景観みどり課へ確認してください。

### (4) その他

審査完了後、許可書を交付します。

随時申込みの場合には、その都度定めた期日までに申請書を提出してください。

## 11 掲載料金の納入

### (1) 納付方法

広告主は、市の発行する納入通知書により掲載料金を納入してください。納入通知書は、車両広告の茅ヶ崎市屋外広告物条例第6条の許可決定後に送付します。

### (2) 納期限

令和6年4月26日（金）まで

（随時申込みの場合には、その都度定める期日とします。）

## 12 広告媒体の取り付け

(1) 車両広告の掲載決定後の指定した日時に広告媒体の取り付け作業を行って下さい。作業には市職員が立ち会います。

(2) 広告媒体の取り付け作業は、市の指導に基づき行ってください。

## 13 広告主の責任等

(1) 車両広告の掲載内容及び管理に関する責任は、広告主が負うものとします。

(2) 車両広告の制作、掲載、撤去等は、広告主が自己の負担により行うものとします。

(3) 広告主は、車両広告の掲載について支出した費用等を市長に請求できません。

(4) 車両広告の内容を修正する場合は、茅ヶ崎市屋外広告物条例第12条第1項の規定による許可が必要となります。

#### 14 車両広告の掲載取消

次の各号のいずれかに該当するときは、車両広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 車両広告の内容が、本要領3の各号に該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、本要領6の各号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が、本要領11の期日までに掲載料金を一括して納入しなかったとき。
- (4) 広告主が法人等の場合にあつては、解散、休業、閉鎖等をしたとき。
- (5) 広告主が事業を営む個人の場合にあつては、廃業又は休業したとき。
- (6) 茅ヶ崎市屋外広告物条例に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

#### 15 取りやめの申出

車両広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出てください。

#### 16 掲載料金の還付

既納掲載料の還付は、基本的には行いません。ただし、市の都合により車両広告を掲載できなくなった場合には、その額の全部又は一部を還付することがあります。

#### 17 掲載車両の原状回復の義務

広告主は、車両広告の掲載期間が満了したとき又は車両広告の掲載取消をされたとき、若しくは広告主が自らの都合により車両広告の掲載を取りやめの申出をしたときは、市長が指定する期日までに広告主の負担により車両広告を撤去しなければなりません。この場合、車体塗装等に剥離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとします。

#### 18 その他の注意事項

この要領に定めのない事項については、茅ヶ崎市車両広告取扱要綱及びその他関係法令の定めるところによります。





第2号様式(第10条関係)

茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書

年 月 日	
様	
茅ヶ崎市長	
年 月 日付けで申込みのありました車両広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 広告掲載を承諾します <input type="checkbox"/> 広告掲載を承諾しません
承諾しない理由	
広告掲載 承諾期間	年 月 日から 年 月 日 (  か月)
広 告 料	円
備 考	

第3号様式（第16条関係）

茅ヶ崎市車両広告掲載取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

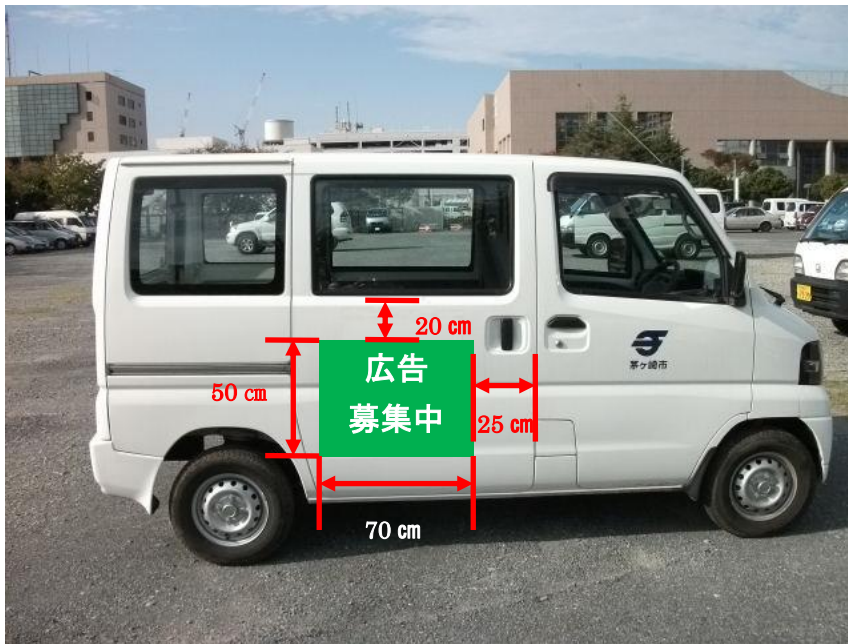
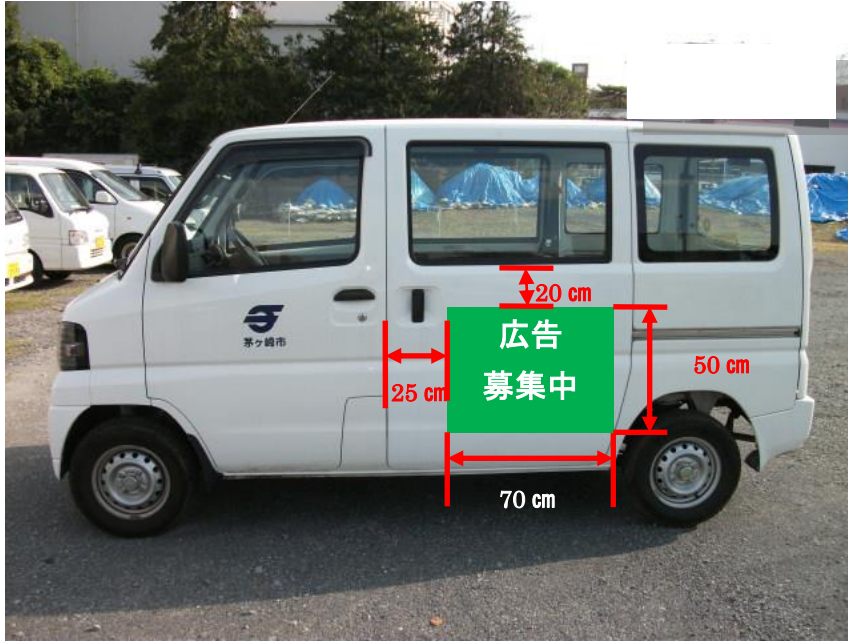
茅ヶ崎市長

年 月 日付け茅ヶ崎市車両広告掲載承諾等通知書により通知した車両広告の掲載について、茅ヶ崎市車両広告掲載取扱要綱第16条第1項の規定により次のとおり取り消すことに決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載料金が未納 <input type="checkbox"/> 条例又は要綱の規定に違反 <input type="checkbox"/> その他
	理由
取 消 年 月 日	年 月 日
掲 載 料 金 の 還 付	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 円）

《車両広告掲載例》

(1) 軽自動車



(2) マイクロバス



※広告はマイクロバスのサッシ下端から 5 cm 下げて貼付



※広告はマイクロバスのサッシの下端から 5 cm 下げて貼付

【問い合わせ先】

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市 経営総務部資産経営課 資産管理担当

TEL : 0467-81-7117 (内線 2554~5)